

## 第2回 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会

日 時 : 平成24年7月18日(水) 午後1時～

場 所 : 神戸市役所1号館12階1121会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- ・対象者ごとの見直しの方向性について

- ・その他連絡事項

#### 3 閉 会

| 【資料】                           | 頁  |
|--------------------------------|----|
| 資料9 第1回 議事要旨 .....             | 1  |
| 資料10 これまでの主な意見 .....           | 5  |
| 資料11 対象者ごとの追加資料                |    |
| 資料11-1 身体障害者・知的障害者・精神障害者 ..... | 8  |
| 資料11-2 母子世帯 .....              | 10 |
| 資料11-3 被保護世帯・中国残留邦人等世帯 .....   | 12 |
| 資料11-4 原爆被爆者・戦傷病者 .....        | 14 |

## 第1回 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 議事要旨

日 時：平成24年6月7日（木）午後3時～午後5時

場 所：神戸市役所3号館3階 交通局大会議室

## 1 開 会

2 保健福祉局長挨拶（保健福祉局長 雪村新之助）

## 3 委員紹介

4 会長挨拶（同志社大学経済学部教授 伊多波良雄）

## 5 議 題

○ 福祉乗車制度の概要

○ 福祉乗車制度の問題点

（事務局）

資料2「スケジュール」

資料3「福祉乗車制度の概要」

資料4「他都市との比較について」

資料5「福祉乗車制度の問題点」の説明

（委員）

母子世帯には生活困難な状態にある世帯が非常に多いことから、福祉乗車制度については現状維持をお願いしたい。また、父子世帯においても貧困化が進んでおり、平等の観点から父子家庭にも福祉乗車制度の適用をお願いしたい。

（委員）

他都市との比較において、被保護世帯を対象としているのは神戸市だけということだが、他都市が廃止している中で神戸市だけ維持しているのには何か理由があったのか。

（事務局）

社会情勢の変化や貧困世帯数の増加、他都市での見直しなどの経緯がある中で、本市としても検討の必要性は認識しながら議論をしてきたところであるが、今回、福祉乗車制度のあり方全般についての見直しの中でご検討いただくという形になったものである。

（委員）

被保護世帯については、就労のための移送費の支給等があり、福祉乗車制度と重複しているのではないか。

(事務局)

求職活動や通院に交通費を要する場合は、生活保護の中で一時扶助として「移送費」を支給する仕組みがある。

(委員)

必要なところに支給をしていくためには、他制度との重複についてはきちんと整理をして、無駄をなくす必要がある。

(委員)

被保護世帯については、移送費との関連をどう考えるかが重要であり、移送費で保護されているのであれば、福祉乗車制度でさらに手当てすることがよいのかどうか。母子家庭については、働いている方も多いため、交通費が出ているのであれば、この手当てをどう整理するか。さらに、福祉乗車証が IC カードでなくデータがとれないため、社会参加をどれだけ促進しているのかが分からないというのが問題であり、また、利用実績が分からないということでは事業者に対する説明責任が果たせていないのではないかと。

(委員)

不正使用が問題となっているとのことだが、どのぐらいの頻度で発覚しているのか。また、発覚した場合にはどういったペナルティがあるのか。

(事務局)

平成 23 年度では 32 件である。ペナルティとしては最大で 2 年間の使用停止となる。

(委員)

福祉乗車制度の目的は「社会参加の促進」と「移動支援」ということだが、「移動支援」に関しては交付対象者に対する「経済支援」という側面と、「交通事業者に対する助成」という側面があると感じる。ただ、「移動支援」という観点からは、運賃を無料にするという方法以外にも、障害者の方ということであればより一層バリアフリーを進めるとか、駅やホームに人を配置して安全を確保するなどの方がよっぽどまともな移動支援になるのではないかと。また「経済支援」という観点からは、それを交通の範疇で行う必然性が全く感じられない。経済支援が必要であれば、ちゃんと根拠に基づいた金額を直接支給する方がよっぽどすっきりとした経済支援になると思う。「交通事業者への助成」という観点があるとするれば、果たして今の時代に理由付けができるのかということになってくる。

次に費用負担の問題としては、無料にするということは、本来支払うべき運賃を結局誰かが負担することになるが、福祉パスの交付枚数が増加する中で神戸市から交通事業者を支払っている 19 億円はほぼ頭打ちになっており、その分、交通事業者が負担しているということであれば、結局のところは回りまわって一般の利用者に負担を押し付けていることになり、大きな問題だ。

こういったことから、限られた予算をきちんと効果的に活用できる施策に向けていくべきではないかと。本検討会においてもそこまできちんと踏み込んで考える必要がある。

(委員)

「支払える人は支払った方がよい」という考え方はあると思う。ただ、すべて経済的なことに還元させて考えてはいけないのではないか。たとえば「引きこもり」になってしまうよりも、行きたい場所に心理的な面も含めて負担もなく出かけることができるということはとても大事なことだ。「経済支援」という観点だけでなく、確かにデータもとれず、実証もできないことだが、「社会参加の促進」について看過してはいけない。

(委員)

ICカード化したときに、交通事業者に対してどの程度の負担を強いているかということが現実的に突きつけられることになる。このときに、交通事業者から、これだけ負担しているのだからせめて8割は市で出してほしいというような要求があるのか。あるいは5割ぐらいの負担が公共性として妥当かなど、どういうふうに決まるのか。

(事務局)

敬老パスの見直しの際には、交通事業者からの本来の料金を負担してもらわないと協力できないという声をきっかけに制度改革に至ったという経緯がある。今回の福祉パスに関しても同様に本来の料金を負担してほしいという意見はあるが、実態が把握できていないためいくら負担すべきかがわからないのが現状であるため、交通事業者からどのような意見が出てくるかは、ICカード化してからの議論になると思われる。

(委員)

福祉乗車証をIC化するということが、カードの又貸し等の不正が起こらないようにしないと、IC化するメリットがあまりない。IC化し、制度を続けていくということであれば、不正が起こらない、起こしようのないようなシステムが必要ではないか。

(委員)

不正使用に対するペナルティについては、利用者によっては非常に生活の厳しい方もおられるということなので、そんなに重いペナルティを課すことができないという性質もあり、ここをどう考えるかが大事なところだと思う。

また、神戸市の支払っている19億円は、神戸市の財政を考えたときに結構大きなインパクトを持っており、「移動支援」や「社会参加の促進」という政策目的を考えたときに、他の用途に使って、もっとよい政策効果がもたらされるものが何かあるのかといった視点も大事ではないか。

## ○ 対象者ごとの現状と課題

(事務局)

資料6「対象者ごとの現状と課題」の説明

(委員)

それぞれ交付枚数が増加しているが、これは対象者が増えているのか。社会参加される方が増えているのか。

(事務局)

障害者に関しては、手帳の交付数は近年増加している。特に最近では精神障害の方が増えており、対象者数自体が多くなっているといえる。同時に、障害者施策の方向として、地域へ移行する方向になっており、そういった施策が充実してきているので、地域に出られる方も増えているという傾向はある。

生活保護世帯についても、申請件数、受給者数とも増えており、これに正比例して増えているものである。

(委員)

財政的に持続可能性があるのかどうか大きな問題であり、将来的に持たない制度であるとするなら、何らかの形で制限を加えていくことが妥当であると思う。利用者の方の負担能力にもよるが、所得制限をかけてどうなるのかということも考えられる。

(委員)

税金が入ってこない中で、本当に神戸市としてやっていけるのか。若い世代のためにも、しっかりと議論をし、二重になっているところ、ダブっているようなところはきちんと整理して、次の世代に伝えていかないといけない。

(委員)

所得制限については、対象者によって様々な状況があるため、理念的なところで整理して考えていかないといけない。

(委員)

神戸市には、神戸市独自でこういう制度を作ってきた経緯があるだろうし、例えば、坂の多い神戸市と、ほとんど平らな大阪市では状況が違うというようなこともあるので、他都市と比較して、低いところに合わせようという発想はしないでいただけたらと思う。

(委員)

神戸市の特殊性として、地下鉄が非常に高い。また、ポートライナー・六甲ライナーも非常に高い。このことが母子家庭にとっては大きな負担となっているが、福祉乗車制度のおかげで非常に助かっている。神戸市では専業主婦の割合が多いが、これは交通費が高いということが原因のひとつである。このように、神戸市における福祉乗車制度は、母子家庭にとっては決して不要なものが手厚くなっているのではなく、命綱のようなものであり、非常に重要なものであるという基本認識を押さえていただきたい。

## 6 その他

(事務局)

「意見・質問連絡票」についての説明

次回開催予定の連絡（平成 24 年 7 月 18 日（水）午後 1 時から 1 号館 12 階 1121 会議室）

## 7 閉会

## これまでの主な意見

## 1 交付枚数の増加に伴う財政負担の増大

## (制度の持続可能性)

- ・財政的に持続可能性があるかどうかというのが大きな問題。

## (交通事業者の負担)

- ・交通事業者に負担させるということは、結局は、一般利用者に負担させていることになる。
- ・IC化したときに、交通事業者にどれだけの負担を強いているかということが現実的に突きつけられることになる。

## (所得制限の検討)

- ・将来的に持たない制度であるなら、何らかの形で制限を加えることが妥当である。利用者の負担能力にもよるが、所得制限をかけてどうなるかということも考えられる。
- ・所得制限については、対象者によって様々な状況があり、理念的に整理して考える必要がある。

## (その他見直しの視点)

- ・「移動支援」という観点からは、運賃を無料にするよりも効果的な方法があるのではないかと。限られた予算をより効果的な施策に向けていくべき。
- ・19億円という金額は市の財政に対して大きなインパクトを持っている。政策目的に対して、より政策効果があるものが何かないかという視点も大事。
- ・すべて経済的なことに還元して考えてはいけないのではないかと。「経済支援」という観点だけではなく、「社会参加の促進」について看過してはいけない。
- ・財政負担の削減を一番の目的とするのではなく、まずはきめ細かい福祉施策、無駄な行政コストの削減という観点から制度を見直すという視点が第一であるべき。

## 2 利用実績の把握が困難な点と不正使用の問題

### (1) 利用実績の把握

#### (施策の効果の検証)

- ・利用実績がとれず、社会参加をどれだけ促進しているのか分からないのが問題。

#### (交通事業者への説明責任)

- ・利用実績が分からないということでは、交通事業者に対する説明責任を果たせていないのではないか。

### (2) 不正使用の問題

#### (不正防止対策)

- ・カードの又貸し等の不正が起こらないようにしないと、IC化のメリットがあまりない。不正の起こし方がないシステムが必要ではないか。

## 3 他都市との比較及び他の移動支援施策との関係の整理

### (1) 他都市との比較

#### (被保護世帯)

- ・被保護世帯については、他都市で実施しているところはなく、見直しの必要がある。

#### (母子世帯)

- ・母子世帯については、生活困難な世帯が多く、現状維持すべき。
- ・母子世帯で母親が働いており、交通費が支給されている場合は整理して考える必要がある。
- ・父子世帯においても貧困化が進んでおり、平等の観点からは、母子だけではなく父子世帯にも適用すべき。

(神戸市の特殊性)

- ・神戸市と他都市では状況が違うということもあるので、他都市と比較して、低い所に合わせようという発想はしないほしい。
- ・神戸市の特殊性として、地下鉄等の交通費が非常に高い。母子家庭にとって本制度は命綱のようなものであり、非常に重要なものである。

(2) 他の移動支援施策との関係

(施策の整理の必要性)

- ・必要なところに支給していくためには、他の施策との重複についてはきちんと整理をし、無駄をなくすべき。
- ・若い世代のためにも、しっかり議論をし、重複する部分があれば、きちんと整理をして、次世代に伝えていかないといけない。

(生活保護における移送費との関係)

- ・被保護世帯については、移送費との関連をどう考えるかが重要。
- ・移送費で保護されているのであれば、本制度でさらに手当てすることがよいのかどうか問題。



## 身体・知的・精神障害者について

障害者の自立・社会参加を推進するために、多くの政令市が、福祉乗車制度を導入し、障害のある人の社会参加を促す有効な施策となっている。

また、福祉乗車証は、障害者の社会参加の促進のために交付されているものであることから、所得制限を設けている政令市は少なく、一部の政令市での実施に限られている。

(障害者対象の福祉乗車証の他都市との比較について)

| 福祉乗車制度        |                           | 政令市名  |  |
|---------------|---------------------------|---|--|
| 制度あり<br>(14市) | 所得制限<br>なし<br>(12市)       | <b>神戸市</b> 、札幌市、川崎市、横浜市、静岡市* <sup>1</sup> 、<br>浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市、<br>福岡市* <sup>2</sup> 、熊本市 |  |
|               | あり<br>(2市)                | 仙台市、広島市   |  |
| 制度なし<br>(6市)  | 千葉市、さいたま市、新潟市、堺市、岡山市、相模原市 |   |  |

\* 1 (静岡市) 精神障害者に限る。

\* 2 (福岡市) 一部で所得制限が設けられている。

障害者施策制度一覧

| 制 度                   | 内 容  | 所得制限 | 備 考   |
|-----------------------|--|------|---|
| 福祉乗車証                 | 市内に住んでいる障害者に、市バス・地下鉄などの対象交通機関の共通乗車証(無料バス)を交付。<br>[対象者]<br>介護付福祉乗車証＝身体障害者(1種)、知的障害者、精神障害者(1級)<br>単独福祉乗車証＝身体障害者(上記を除く1～4級)、精神障害者(2～3級)                                     | 無    |   |
| 市バス・市営地下鉄の交通費の割引      | 身体障害者手帳、療育手帳の提示で、市バス普通区、市営地下鉄の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。  | 無    |   |
| ポートライナー・六甲ライナーの交通費の割引 | 身体障害者手帳、療育手帳の提示で、本人と介護者の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。  | 無    | 単独利用の場合は普通運賃。   |
| JR/私鉄の交通費の割引          | 身体障害者手帳、療育手帳の提示で、本人と介護者の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。  | 無    | 単独で普通券購入の場合は片道100キロを超える場合に割引となる。  |
| 民営バスの交通費の割引           | 身体障害者手帳、療育手帳の提示で、本人と介護者の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。  | 無    | 小児の場合は小児運賃から更に割引。   |
| 有料道路通行料の割引            | ①身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する場合、<br>②重度(1種のみ)の身体障害児・者または重度(1種のみ)の知的障害児・者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合<br>に50%割引。   | 無    |   |
| タクシー利用助成              | 1枚500円のチケットを年間最大72交付している。なお障害者割引後の乗車料金に応じて1乗車につき最大3枚まで使用できる。<br>[対象者]<br>視覚、下肢、体幹、移動機能、内部障害者で1・2級の身体障害者、及び重度の知的障害者   | 無    | 福祉乗車証との併用不可   |
| 自動車税・軽自動車税            | ①本人または当該障害者と生計を一にする者が所有し、本人が運転するもの、または障害者と生計を一にする者がもつばら障害者の用に供する自動車・軽自動車<br>②障害者のみで構成される世帯の障害者が所有し、当該障害者を常時介護する者が継続して日常的に運転し、もつばら障害者の用に供する自動車・軽自動車<br>に対して減免。            | 無    | 自動車税は減免額の限度有<br>自動車⇒県税事務所<br>軽自動車⇒市税事務所   |
| 市立駐車場の割引              | ①市内在住の身体障害者手帳1～4級所持者で自らが運転する自動車<br>②市内在住の重度障害者(身体障害者手帳1種、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)が同乗する介護者運転の自動車<br>で障害者用駐車券と手帳を提示することで対象の市立駐車場の利用が3時間まで無料。                                 | 無    | 介護者とは当該障害者と生計を一にする、もしくは継続して日常的に介護している者。   |
| 有料施設等の割引              | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、特定疾病患者が施設等へ入場する場合に、手帳、医療受給者証を窓口で提示することで入場料を減免。   | 無    | 小磯記念美術館、王子動物園、須磨海浜水族園他16箇所。   |
| NHK放送受信料の減免           | 世帯構成員のいずれかが、障害者の手帳(身体障害者手帳、療育手帳(または判定所)、精神障害者保健福祉手帳)のいずれかを所持していて、世帯全員が市民税非課税の場合<br>⇒全額免除<br>視覚障害者または聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合、もしくは身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級の者が世帯主で受信契約者の場合<br>⇒半額免除 | 有    | 世帯全員が市民税非課税の場合<br>⇒全額免除   |
| 自動車改造助成               | 肢体不自由で、1・2級の身体障害者に対して自己保有の自動車の操向装置、駆動装置等を改造する経費を支給   | 有    | 限度額10万円   |
| 住宅改修助成・貸付制度           | 身体障害者手帳所持者で施工前の訪問調査等により住宅改修が必要であると認められた者に、住宅改修費の一部または全額を助成・貸付。   | 有    | ・生計中心者(世帯構成員の中で前年分の所得金額が最も高い人)が給与収入のみの人で前年分の給与収入額が800万円を超えない。<br>・生計中心者が給与収入のみ以外の人で前年分の所得金額が600万円を超えない。 |

母子世帯について

母子世帯に対する福祉乗車証については、母子生活支援施設に入所している世帯、児童扶養手当を受給している世帯、又は母子家庭等医療費助成を受けることができる世帯を交付対象としているため、原則として児童扶養手当の所得制限額（※）以上の所得がある世帯には交付されない。

※児童扶養手当所得制限額（母子家庭等医療費助成の所得制限も同額）

| 扶養親族等の数 | 所得限度額                |       |
|---------|----------------------|-------|
|         | 受給資格者<br>(母、父または養育者) | 扶養義務者 |
| 0人      | 192万円                | 236万円 |
| 1人      | 230万円                | 274万円 |
| 2人      | 268万円                | 312万円 |
| 3人      | 306万円                | 350万円 |

所得制限額への加算額

(1) 受給資格者（母、父または養育者）の場合

老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき10万円

特定扶養親族（16～22歳）1人につき15万円

(2) 扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円（ただし、扶養親族がすべて70歳以上のときは1人を除く）

児童扶養手当受給世帯数（平成24年3月末）

13,258世帯（母子12,744世帯、父子478世帯、養育者36世帯）

（母子世帯対象の福祉乗車証の他都市との比較について）

| 福祉乗車制度           | 政令市名  |            |                     |
|------------------|---|------------|---------------------|
| 制度あり<br><br>(4市) | 所得制限  | なし<br>(1市) | 大阪市※<br><br>※半額負担   |
|                  |   | あり<br>(3市) | <b>神戸市</b> 、川崎市、横浜市 |
| 制度なし<br>(16市)    | 札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、浜松市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、相模原市、熊本市 |            |                     |

## 母子家庭施策・父子家庭施策制度について

| 制 度                  | 内 容  | 母子家庭 | 父子家庭         | 所得制限  |
|----------------------|--|------|--------------|---|
| 福祉乗車証                | ・母子家庭の世帯員のうち一人に市営バス・地下鉄等の無料乗車証を交付。                               | ○    | ×            | 有<br>(児童扶養手当の所得制限)                          |
| JR通勤定期券の特別割引         | ・JR通勤定期券が割引で購入できる。<br>・児童扶養手当受給世帯の世帯員が対象。                        | ○    | ○            | 有<br>(児童扶養手当の所得制限)                          |
| 児童扶養手当               | ・父(母)と生計をともにできない18歳未満の児童を養育している母(父)等に支給。                         | ○    | ○            | 有   |
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業    | ・教育訓練講座の受講に要した経費の2割相当額を受講修了後に支給。                                 | ○    | ×            | 有<br>(児童扶養手当受給程度の所得)                        |
| 母子家庭高等技能訓練促進費事業      | ・特定の資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合、訓練促進費を支給。                             | ○    | ×            | 有<br>(児童扶養手当受給程度の所得)                        |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業   | ・就業相談、就職準備セミナー、就職情報提供など一貫した就業支援サービスを実施。                          | ○    | ×            | 一部有<br>「福祉から就労支援」事業のみ児童扶養手当の所得制限。           |
| 母子生活支援施設             | ・18歳未満の児童を養育する住宅や生活上の問題を抱える母子家庭を入所                               | ○    | ×            | ・利用については所得制限無<br>・所得に応じて徴収金を賦課              |
| 市営住宅優先入居             | ・抽選倍率の優遇措置。<br>・母子・父子世帯向市営住宅の募集。                                 | ○    | ○            | 有   |
| 母子家庭等日常生活支援事業        | ・一時的に日常生活を営むのに支障が生じた場合、家事援助や保育サービスを実施。                           | ○    | ○            | ・利用料について、生活保護世帯・市県民税非課税世帯の場合、減免有            |
| 子育てリフレッシュステイ事業の利用料減免 | ・病気等で困っているとき、リフレッシュしたいときなどに、施設にて子どもを預かる。<br>・母子家庭、父子家庭は利用料の減免あり。 | ○    | ○            | ・利用については所得制限無<br>・利用料について、利用事由・世帯状況に応じて異なる。 |
| 母子家庭等医療費助成           | ・健康保険の自己負担分を助成する制度。  | ○    | ○            | 有<br>(児童扶養手当の所得制限)                          |
| 母子福祉資金貸付             | ・修学・就学支度・住宅・転居等12種類の貸付<br>・父子家庭については修学・就学支度・就業・就職支度の4種類          | ○    | ○<br>(4種類のみ) | 無   |

## 生活保護、中国残留邦人等支援給付制度における交通費の考え方

保護の基準は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、毎月支給される保護費の範囲内において、通常予測される生活需要は全て賄うべきものとされている。中国残留邦人等支援給付も生活保護に準じた取扱いとなる。

日常的な社会活動に要する交通費<sup>\*1</sup>は、月々の保護費で全て賄うべきものであるが、熱心に求職活動を行った場合<sup>\*2</sup>や病気療養上交通機関による通院を要する場合<sup>\*3</sup>等において交通費を要する場合は一時扶助による対応が可能である。

### \* 1 (日常的な交通費)

日常的な社会活動に要する交通費は、毎月支給される保護費の範囲内において、通常予測される生活需要として賄うべきものである。

### \* 2 (求職活動等)

被保護者が福祉事務所の指示又は指導を受けて就職手続き等のために熱心かつ誠実に努力した場合は、生活扶助移送費として必要最小限度の交通費等を支給することができる。

### \* 3 (通院等)

被保護者が医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合は、医療扶助移送費として必要最小限度の交通費を支給することができる。ただし、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限る。

## 生活保護及び中国残留邦人等支援給付の基準について

### ○ 生活保護の基準

#### 【扶助の種類】

1. 生活扶助…衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。  
経常的な生活費のほか、移送費などの一時扶助がある。
2. 住宅扶助…家賃、地代等。
3. 教育扶助…義務教育に伴って必要な費用。
4. 医療扶助…医療費を現物で支給するほか、通院等のための移送の給付がある。
5. 介護扶助…要介護者の介護サービス費を現物で支給する。
6. 出産扶助…分娩のための費用。
7. 生業扶助…技能修得のための費用、高等学校就学費等。
8. 葬祭扶助…火葬等のための費用。

#### 【標準的な事例】

|      | 33歳男<br>29歳女<br>4歳子 | 40歳単身    | 70歳単身    |
|------|---------------------|----------|----------|
| 生活扶助 | 172,167円            | 84,987円  | 77,057円  |
| 住宅扶助 | 55,300円             | 42,500円  | 42,500円  |
| 計    | 227,467円            | 127,487円 | 119,557円 |

※ 平成24年度基準に基づく金額。

※ 住宅扶助費は上記金額の範囲内の実費。

### ○中国残留邦人等支援給付の基準

支援給付の実施については生活保護法の規定の例によるとされており、その基準は上記の生活保護基準に老齢基礎年金の月額（65,541円）を加えた額となる。支援給付は、特定中国残留邦人等（昭和21年12月31日以前に出生していること等の要件あり。）及びその配偶者が対象。

#### 【標準的な事例】

|         | 70歳と65歳の夫婦 | 70歳単身    |
|---------|------------|----------|
| 生活支援給付  | 118,176円   | 77,057円  |
| 住宅支援給付  | 55,300円    | 42,500円  |
| (基礎年金額) | 65,541円    | 65,541円  |
| 計       | 239,017円   | 185,098円 |

※ 平成24年度基準に基づく金額。

※ 住宅支援給付は上記金額の範囲内の実費。

## 原爆被爆者、戦傷病者について

### 1. 原爆被爆者

被爆者手帳は被爆者援護法に定める被爆者に対して昭和32年4月より交付されている。

被爆者には、原子爆弾が投下された昭和20年8月に直接被爆した方の他、救護・医療活動等のために広島・長崎に入市した方、身体に原子爆弾の放射能に影響を受けるような事情があった方、及びこれらの方の胎児であった方が含まれる。

### 2. 戦傷病者

戦傷病者手帳は昭和38年8月に制定された戦傷病者特別援護法により、軍人軍属等であった方が、公務上（勤務に関連する場合を含む）傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や療養の必要がある場合に交付されている。

軍人、軍属等：戦争当時に陸海軍の軍人であった方、戦地勤務の陸海軍部内の雇人、国家総動員法関係者（動員学徒等）、戦闘参加者など